

【研究論文】

民法の成年年齢の引下げと  
学生教育について（1）

— 2021年度『法学講演会』の報告 —

足 立 清 人

池 田 翔 一

## 研究論文

# 民法の成年年齢の引下げと学生教育について (1)

## — 2021年度『法学講演会』の報告 —

足立 清人 池田 翔一

KIYOTO ADACHI Shoichi IKEDA

## 目次

1. はじめに
2. 学生取組みの成果
3. 民法の成年年齢の引下げについての検討
  - (1) 民法の成年年齢の引下げの概要と経緯の確認
  - (2) 民法の成年年齢の引下げの検討—研究者の立場から (以上, 本号)
4. 学生教育について
5. おわりに

## [Abstract]

### About Lowering the Adult Age in Japanese Civil Law and Student Education (1) : Report on the 2021 “Law Lecture”

In this paper, we report the results of student education in a law lecture that was delivered by Barrister Shoichi Ikeda on December 14, 2021. The lecture considered the reduction of the age of majority under the Japanese Civil Code. In Chapter 2, we introduce the results of students’ participation in the law lecture. In Chapter 3, we present Adachi’s analysis of the reduction of the age of majority under the Japanese Civil Code from the standpoint of a researcher and Barrister Ikeda’s analysis from the standpoint of a lawyer. In Chapter 4, we comment on the results of student education from the respective standpoints of Adachi and Barrister Ikeda. In chapter 5, we summarize this paper. We conclude by highlighting the necessity of considering the ability of minors to act by themselves and the importance of ensuring respect for their right to self-determination and legal protection.

## 1. はじめに

本稿は、「民法の成年年齢の引下げ」をテーマに開催した「法学講演会」の内容と講演会企画を通じての学生教育を報告すると、民法の成年年齢の引下げについて若干の検討を行うものである。

2021(令和3)年12月14日(火)3講(13時~14時半)に、弁護士池田翔一先生(札幌弁護士会所属)を招いて、民法の成年年齢の引下げをテーマに「法学講演会」を開催した。ゼミナール(以下、ゼミとする)での学生教育の1つの取組みとして、外部講師を

招いた講演会企画を展開している。外部講師、ゼミの学生(以下、ゼミ生とする)と足立が打ち合わせを重ねて協力して講演会を創りあげていく<sup>1)</sup>。外部講師による講演会企画は、学生の専門的な法学教育であると同時に、学生の法教育でもある。

「法学」は、北星学園大学の全学部・全学年を対象とした講義である。2022年(令和4)年4月1日の民法の成年年齢の引下げを前に、受講者に情報提供を行うのと、まさに成年年齢の引下げの影響を受けるゼミ生(2021年度2年ゼミ)には身近な問題をテーマに法律学の学習を深めて欲しいと思い、当該テーマを

キーワード：成年年齢引下げ、学生教育、消費者契約法、法教育、行為能力

Key words : lowering of the legal adult age; student education; legal education; consumer education; capacity to act

取り上げた。

弁護士 池田翔一先生（以下、池田弁護士とさせていただきます）は、本学・経済法学科出身の最初の法曹である。2009（平成21）年度・2010（平成22）年度、足立のゼミに所属しており、在学中に、本企画と同様の外部講師による講演会企画を経験していた。現在、北海道室蘭市で弁護士として多方面にわたって精力的に活躍していることから、その姿を受講生やゼミ生に伝えて、学生たちのロールモデルとなることも期待して、ゼミ生の指導を含めて、講演会の講師を依頼して、快諾を得た。

本稿は、2で、学生取組みの成果を紹介し、3で、民法の成年年齢の引下げについて検討する。(1)で、民法の成年年齢改正までの経緯を確認し、(2)では、足立が研究者の立場から、(3)で、池田弁護士に弁護士の立場から、成年年齢の引下げについて検討する。4で、「法学講演会」を通じての学生教育について、足立、池田弁護士それぞれの立場から講評を加える。最後に、民法の成年年齢の引下げと学生教育について総括を行う（足立・池田弁護士が共同でまとめた「1はじめに」と「5おわりに」の注については、注の末尾に、足立・池田弁護士どちらの注であるかを明示した）。各担当部分の内容は、足立・池田弁護士それぞれの見解だが、本稿全体についての責任は足立が負う。

## 2. 学生取組みの成果

### (1)「法学講演会」までの経緯

法学講演会の開催に至るまでの経緯を確認しておく。

講演会の講師を務めていただいた池田弁護士には、①2021年度開始時に、後期の「法学」の講義で、成年年齢の引下げをテーマに講師を務めていただくこと、②準備段階から2年ゼミ生と打ち合わせを重ねて講演会を創りあげていくことの二つを依頼して、ご快諾をい

ただいていた。

2021年度2年ゼミでは、後期に2つの「講演会企画」に取り組むことを予告していた<sup>2)</sup>。2021年度2年ゼミには10名の学生が所属していた。ゼミ生には、2021年度後期開始の直前の9月初めに、各講演会を担当する2つのグループに分かれるように指示し、各5名の2つのグループに分かれた。1つのグループ(奥野航生君(リーダー)、今井颯馬君(サブリーダー)、飯澤勇君、佐藤健翔君、塩田瑞希さん)は、本講演会(「法学講演会」)を担当し、もう1つのグループ(2022年度2年ゼミ:丹羽広大君(リーダー)、高廣悠生君(サブリーダー)、大山諒君、来住優太君、小林航君)は、行政書士 深林恭広先生(北海道ADRセンター 副センター長)のご協力で、建物賃貸借契約の終了時の原状回復を素材に、自主交渉援助型調停についてレクチャーした「債権法講演会」(2022年1月17日(月)3講(13時~14時30分)開催)を担当した<sup>3)</sup>。

法学講演会を担当したゼミ生たちには、2022(令和4)年4月1日から、民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられるにあたり、①民法の成年年齢引下げの経緯と内容、②成年年齢引下げの影響、③成年年齢引下げの問題点について、法務省のウェブサイトやCiNii Articlesなどで資料を収集し、その研究成果を工夫して(単なるプレゼンテーションではなく、動画作成や討論などで)、「法学講演会」内で学生企画として発表することを指示した。さらに、「法学講演会」全体の構成—池田弁護士のご講演と学生企画の発表との関係や時間配分などについても検討するよう指示した<sup>4)</sup>。

講演会企画の始動にあたり、9月13日(月)5講(2年ゼミ時)にzoomで、池田弁護士とゼミ生との顔合わせを行い、講演会企画を実質的にスタートした。

池田弁護士と打ち合わせの日程調整を行い、2021年10月14日(木)16時から、第1回打ち

合わせを行った。ゼミ生から、「民法の成年年齢の引下げで生じる問題点として、消費者問題、養育費問題、少年法適用問題がある。法学受講者の関心のあるテーマとして、消費者問題を取り上げることとし、講義では、消費者問題に関わる事例を提示して、その事例について、受講者にグループワークなどを行って考えてもらう」という企画案が提示された。ゼミ生は、インターネット上の弁護士事務所のウェブサイトなどから事例を見つけてきたようである。しかし、民法の成年年齢の引下げの経緯や内容についての理解が不足していた。池田弁護士からは、民法の成年年齢の引下げについての勉強不足と、学生取組みと講演会全体で受講者に伝えたい内容・目的が不明確であり、講演会の目的も明らかでない旨の指摘を受け、再検討を指示された。

2021年11月1日(月)10時30分から、第2回打ち合わせを行った。ゼミ生から、講演会を行う目的は、「受講者に大人としての自覚を持ってもらうこと」にある旨が示された。「成年年齢引下げは、18歳、19歳の若者にも積極的に社会に進出してもらう意図があるうえで実施されるため、また、法学講演会で大人としての定義が人それぞれ異なる中、自分が大人として社会から扱われるということを自覚することの大切さを理解してもらう」ことが理由である、とされた。しかし、池田弁護士からは、第1回と同様の指摘と指示を受けた。

2021年11月19日(金)16時30分から、第3回打ち合わせを行った。学生取組みで、消費者問題と少年法改正問題を取り上げることが示され、事例を用いて受講者に考えてもらうことが提案された。受講生が関心を寄せるだろうテーマということで、この2つの問題に絞った、ということである。この時点で、未成年者取消権や行為能力についての言及が見られた。

その後、学生取組みのプレゼンの仕方、池

田弁護士のご講演と学生取組みの関連や時間配分など、講演会全体の構成の検討に入った。学生取組みの見せ方として、パワーポイントを用いての解説、事例を動画にして解説する、などが検討された。You tube で弁護士が法律問題を解説している動画に触発されて、Tik Tok ふうの動画で問題提起を行い、パワーポイントを用いて事例についての解説を行うことになった。学生には馴染みの Tik Tok で問題提起を行うことで学生の興味を引くという趣旨である。

その後、池田弁護士にはお忙しい中、2021年12月3日(金)10時30分から、12月7日(火)16時30分からと、2回の打ち合わせの機会を持たせていただいた。

新型コロナウイルス感染症の感染状況も落ち着いていたことから、法学講演会は、池田弁護士に大学に来ていただき、対面 & zoom のハイブリッドで開催することになった。その後、学生は、講演会本番を想定して、何度かハサールを行った。しかし、12月11日(土)に足立が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の疑いで登校停止となったため、12月14日(火)3講に開催予定だった講演会を2022年1月に延期することを検討したが、ゼミ生からの提案で、zoom のみで講演会を開催することになった。池田弁護士には、事務所から zoom でご講演いただき、(足立も自宅から zoom で参加して、)ゼミ生が、法学の教室から講演会全体の運営を行うかたちで、講演会を開催した。

講演会開催後、ゼミ生は、講演会でとったアンケート結果をとりまとめて、12月末に「法学講演会」報告書を作成して、池田先生に送付した。2022年1月17日(月)16時30分から、池田弁護士に報告の機会を作っていた。

以上が、2021年度「法学講演会」開催までの経緯である。

## (2) 学生取組みの成果

続いて、2021年度「法学講演会」での学生取組みの成果（当日の学生取組みの台本の抜粋。当日は、パワーポイントを表示しながら、台本に基づく解説を行った）を紹介する。学生取組みの成果を公表することについて、2021年度「法学講演会」担当ゼミ生から承諾を得ている。

### 〔講演会開始に当たって〕

【奥野君(司会)】: 今回の講演会のテーマは「成年年齢引き下げ」です。このテーマにした意図は「18歳、19歳が成年に達する年齢に設定されるため、成年に達するにあたって大人としての自覚をもっていただきたい」と感じたためです。民法の成年年齢引下げにより18歳、19歳の積極的な社会参加が期待される中、制度的な面で検討されていく必要のある問題点が多く存在します。そのため皆さんにはぜひ今日の講演会で成年年齢引き下げについて理解を深め、自分たちの年齢が成年に達する年齢であることを自覚するとともに法的な意味で大人になったという自覚を持ち今後の生活に生かしてほしいと思います。

### 〔民法の成年年齢引き下げの概要について〕

【今井君】: 日本では1876年以来、現行〔改正前〕民法4条の規定によって「年齢20歳をもって成年とする」とされていましたが、2018年の改正民法によって「年齢18歳をもって成年とする」と変更され、2022年4月1日より施行されます。これは民法4条の成年年齢規定の意義を踏まえれば18歳をもって「契約などの法律行為を自ら行うことのできる行為能力を認める年齢」であるうえ、「法定代理人である父母の親権に服さなくなる年齢」とすることを意味します。

### 〔民法の成年年齢引下げの理由〕

【今井君】: 成年年齢引き下げの経緯について理由を説明します。まず、経緯ですが、2014年に「2018年より投票権年齢を満20歳以上か

ら満18歳以上に引き下げる」とする国民投票法の改正が行われ、その改正に伴い選挙年齢の引下げの議論がなされました。その結果、2016年に「18歳選挙権を実現する」公職選挙法の改正が行われました。今回の民法改正による成年年齢引き下げは、この改正を踏まえたうえで行われるという流れになります。

一連の流れにより成年年齢引き下げが行われる理由は、18歳、19歳の積極的な社会参加を促すためです。

積極的な社会参加を促すうえで、政府は、投票権及び選挙権の年齢を18歳に引き下げ、未来の日本のあり方を決める政治に関与してもらいたいとの考えを示していました。そのように考えるのは、少子高齢化が進行している中、18歳から社会参加をさせることによって若年者が将来の国作りの中心であるという国としての強い決意を示すことにつながるほか、日本の将来を支える社会経済において積極的な役割を果たすこと、大人としての自覚を促し、大きな活力をもたらすことを期待しているからです。投票年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、選挙年齢が18歳に引き下げられた流れを見れば、18歳、19歳の者が政治に参加しているという意識と責任感をもって実感ができるようにするためにも、契約を結ぶなどの法律行為や、私法の領域において自己の判断と責任において自立した活動をすることができるよう民法成年年齢を18歳に引き下げることが適切であるとされています。

### 〔民法の成年年齢引下げによって生じる問題点〕

【飯澤君】: 特にお伝えしたい問題について説明します。まず消費者被害の拡大の問題についてです。

未成年者が親の同意を得ずに結んだ契約は法定代理人もしくは未成年者本人が「未成年者取消権」を行使して契約を取り消すことができます。しかし今回の成年年齢引き下げによって18歳、19歳は未成年者取消権を行使することができなくなることが、さらなる消費

者被害の拡大を招くとされています。

次に少年法の適用範囲の問題についてです。現在、少年法の適用範囲について、18歳、19歳を大人として扱うなら、大人と同じ刑罰が科されるべきという意見と、18歳、19歳はまだ未成熟な点があるとして保護されるべきとする意見の対立が見られています。

以上2つの問題のほかにも様々な問題がありますが、今回、消費者被害の問題と少年法の適用範囲の問題について詳しく説明します。消費者被害の問題と少年法の適用範囲の問題の2つを取り扱う理由は、消費者被害の問題は成年年齢引き下げによって法的な大人として扱われる立場にあることを自覚しておかなければいけないことであり、少年法の適用範囲の問題は社会的関心が高いためです。

#### [消費者被害の事案]

それではまず消費者被害の問題について説明します。(Tik Tokでの解説動画を挿入<sup>5)</sup>。)動画で紹介した「未成年者取消権」に関わる事例を見ていきましょう。

「私は19歳、まだ大学1年生ですが、コロナ禍でこの先の就職活動に不安を抱えています。そのことを大学の先輩に相談したところ、とある人物を紹介されました。その人は就活生向けにセミナーなどを主催している人で、その人は私に『このままでは絶対に成功しない、この就職セミナーが必要』という勧誘を受けました。私は言われるがまま、1回2万円の参加費を5回分、計10万円を支払いました。しかしその後、セミナーに胡散臭さを感じ、契約を取り消したいと思いました。この契約は取り消せますか?」

この事案は、契約を結んだタイミングが、成年年齢引下げの前なのか後なのかで対応が変わります。その理由は「未成年者取消権」が関係しています。「未成年者取消権」とは、民法5条2項に規定された「未成年者は法定代理人の同意を得ずに結んだ契約は取り消すことができる」という権利です。なぜ未成年

が保護されるのかについては、未成年者は民法上で、十分な判断能力がないものとされており、消費者保護の観点からも保護されます。19歳の大学生が成年年齢引下げの前に契約を結んでいた場合は、この「未成年者取消権」によって契約を取り消すことができます。では、成年年齢引下げ後に契約を結んでいた場合はどうなるのでしょうか。引き下げ後の場合、この19歳の大学生は成年として扱われるため「未成年者取消権」を行使できません。これが成年年齢引下げで懸念される大きな問題の一つです。

「未成年者取消権」には二つの大きな機能があります。一つ目が、「後戻りの橋」としての機能です。つまり未成年者が法定代理人の同意なく結んだ契約は勧誘の態様を問題にすることなく取り消すことができるという、いわば「特効薬」としての機能です。二つ目は、「防波堤」としての機能です。これは、未成年者とどんな契約をしても取り消される可能性があるため、事業者などははじめから未成年者を勧誘のターゲットにしなくなるという、いわば「予防薬」としての機能です<sup>6)</sup>。

特にこの「予防薬」としての機能は重要で、(独立行政法人 国民生活センター・ウェブサイト「狙われる!? 18歳・19歳『金(かね)』と『美(び)』の消費者トラブルに気を付けて!」([https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210408\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210408_1.html)))(2022年11月3日閲覧)掲載の年度別相談件数のグラフを表示)。このグラフは、国民生活センターに寄せられた18歳・19歳と20歳～24歳の平均の相談件数の比較です。18歳・19歳がピンクの棒グラフ、20歳～24歳が青の棒グラフです。ご覧になっていただいで分かるように、いずれの年も20歳～24歳の相談件数は、18歳・19歳に比べて大幅に増加しています。特に2018年は20歳～24歳の相談件数が、18歳・19歳の1.8倍になっています。このことから成年年齢引下げにより、18歳・19歳が未成年

年者取消権を失うことにより、さらなる消費者被害の拡大が予想されます。

#### 〔消費者被害に対する対策〕

【塩田さん】：そこで、消費者庁においては、若年者の消費者被害の拡大防止のために、内閣府消費者委員会によって大きく三つの対策が取りまとめられました。

一つ目が、若年者の自立を支援する消費者教育の充実、二つ目が、制度整備・厳正な法執行、三つ目が、消費者生活相談窓口の充実及び消費者ホットライン「188」の周知です。

なかでも二つ目の制度整備・厳正な法執行について、消費者被害の拡大を防ぐためには、特に消費者契約法と特定商取引法の二つの法律を厳正かつ適切に執行することが必要とされています。消費者契約法とは、不当な勧誘による契約の取消しと不当な契約条項の無効等を規定した法律ですが、実は2018年に改正がされています。その改正では、不安をあおる告知（消費者契約法4条3項3号）、恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用（消費者契約法4条3項4号）を導入しました。

この二つについて簡単に説明します。

「不安をあおる告知」とは、当該消費者の社会上経験が乏しく、次に掲げる事項に対する願望の実現に過大な不安を抱えていることを知りながら、その不安をあおり、当該願望のために必要であるという旨を告げることをいいます。例えば、進学、就活、結婚、生計その他の社会生活上の重要な事項、容姿、体型その他の身体の特徴または状況に関する重要な事項についての不安をあおられて結んでしまった契約は取り消すことが出来ます。

次に、「恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用」とは、当該消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、簡単に言うと、当該消費者が両思いであると勘違いしていることを知りながら、当該契約を締結しなければ関係が破綻するという旨を告げられ、結んでしまった契約は取り消すことが出来ます。

就活の不安を煽られ契約を結んでしまった先程の大学生の事例では、成年年齢引下げにより、年齢を理由に契約を取り消すことができないとお伝えしましたが、実は全く救済がないと言われてはそうではなく、この2018年の消費者契約法の改正で「不安をあおる告知」が追加されたことで、不安をあおられセミナー代を払ってしまった19歳大学生は契約を取り消すことができます。

また、消費者庁では2015年7月より最寄りの消費生活センター等を案内する消費者ホットライン「188」を設置し、消費者生活について相談しやすい環境を整備しています。この消費者ホットラインの認知度向上に向けての取り組みは、消費者教育教材「社会への扉」において、消費者生活について相談したいときには消費者ホットライン「188」に電話することや消費生活センターについての説明をしています。2018年7月には、消費者ホットライン「188」のイメージキャラクター「イヤヤン」を発表しました。さらに2019年2月～3月及び9月～11月にかけて、若年者の目に入りやすいSNS等の様々な媒体を使って、「イヤヤン」を活用した動画等による周知を行っています。

#### 〔消費者被害の問題のまとめ〕

消費者問題において最も懸念されることは民法5条2項の「未成年者取消権」がなくなる点です。

18歳、19歳を成年として扱うとしても、まだ十分な判断能力を備えていないという意見がある中で、消費者契約法を厳格かつ適切に執行することや、消費者センターが消費者問題に困ったとき、相談しやすい環境を作るためのホットラインとして「188」を設置するなどして、消費者を保護する制度及び消費者の知識や自覚を持ってもらうための政策がされています。他人事とは思わずに慎重に契約を結んでほしいと思います。

### [少年法適用範囲（少年法改正）の問題]

【佐藤君】：次に少年法適用範囲改正の問題について、事例を踏まえての解説をしていきます。（Tik Tok での解説動画を挿入<sup>7)</sup>。）

「僕は高校3年生18歳です。コンビニ強盗で捕まってしまいました。20歳未満は家庭裁判所で保護処分を下されるだけで済むと思っていました。しかし、最近、民法の成年年齢引き下げに伴って、少年法が改正され、特定少年という扱いになり、懲役刑が課された上に実名報道までされてしまいました。前科がついてしまった僕はこの先どう生きていけばいいのだろう…。」

少年法の改正前は、殺人や傷害致死などではない限り「検察官送致（いわゆる逆送）」になることは原則ありませんでした。「逆送」という言葉を聞いたことがない方も多いと思うので、まずは、「逆送」についての説明をします。犯罪の嫌疑がある少年の事件については、まず、警察に検挙された後、検察官に送致されます。その後、少年法42条により、家庭裁判所に事件を送致しなければならない、と定められているため、検察官から家庭裁判所に事件を送致します。通常であれば家庭裁判所に送致された後、少年審判を受けて「保護処分」が下されます。「保護処分」とは、少年を更生させるために下される少年法上の処分のことで三種類あります。一つ目は「保護観察」で、犯罪や非行をした人が社会内で、一定期間、法律で決められた約束を守らせたり、自立した生活を送れるように助けたりすることをいいます。二つ目は、「少年院送致」ですが、これは少年院に送致し、矯正教育を受けさせる処分です。最後に三つ目、「児童自立支援施設等送致」とは、比較的低年齢の児童について、開放的な施設での指導を受けさせる処分のことをいいます。しかし、少年審判で家庭裁判所が「保護処分」ではなく、刑事処分が相当だと判断したときに、再度、事件を検察官に送致することを「検察官送致

（いわゆる逆送）」といます。逆送された後は、地方裁判所などで刑事裁判にかけられ、有罪になると刑罰などを科されます。

少年法が改正されると、18歳と19歳は動画でも紹介のあった「特定少年」という扱いになるため、「死刑又は無期若しくは短期1年以上の新自由刑に当たる罪の事件」が原則、逆送対象事件となり、範囲が広がります。例えば、強制性交等罪や強盗罪が、原則、逆送制度の対象事件に含まれます。そのため、今回の高校3年生の男子高校生は懲役刑が科されたうえに、実名報道までされました。また、逆送されて起訴された場合の刑事裁判では、原則として、20歳以上と同様に取り扱われます。

少年法改正において今回「特定少年」に関する問題を取り上げたのは、社会的関心が高いものであること、この講義が民法上成年となる18歳、19歳の受講者の方が多いためです。成年年齢引き下げにより、18歳、19歳の者が一定の犯罪をしてしまった場合、少年事件ではなく、20歳以上の者と同様の刑事事件として取り扱われてしまいます。なので、今回の講義を覚えておき、軽い気持ちで犯罪を起こさないようにしましょう。

### 【学生取組みのまとめと学生の考え】

【奥野君（司会）】：以上、消費者被害の問題と少年法の適用問題について説明しました。

消費者被害については、成年年齢引き下げによって18歳、19歳は成年として扱われるので「未成年者取消権」を失います。そのため消費者契約法の改正などによって法的な対策をしました。

少年法の適用問題については、法案は、18歳及び19歳を、18歳未満の少年とも20歳以上の成人とも異なる「中間層」として位置づけながら、どちらかという成人に近い存在として「特定少年」として特別の処遇を求めています。

私たちは、民法の成年年齢の引下げについ



て、やはり引き下げをするべきではないと考えます。世間的に知識不足、判断能力不足な人がいるなどの点で目立つことがあります。民法の成年年齢の引き下げは、2021年4月1日より施行されるので、今から再検討をするべきとは言えませんが、個人の意識を変えることや、政府の更なる対策や呼びかけなどが必要になると思います。これで学生発表を終わります。

以上が学生取組みの成果である。

### 3. 民法の成年年齢の引下げについての検討

#### (1) 民法の成年年齢の引下げの概要と経緯の確認

2022(令和4)年4月1日、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられた(民法4条<sup>8)</sup>)<sup>9)</sup>。1896(明治29)年、民法で成年年齢を20歳と定めてから、120年余が経過しての改正である。

2007(平成19)年5月、「日本国憲法の改正手続に関する法律」(国民投票法)は、国民投票の投票権年齢を18歳と定めた(同法3条)うえで、その附則3条で、公職選挙法と民法の成年年齢についても引き下げの検討を求めた。それを受けて、2008(平成20)年3月、法制審議会に「民法成年年齢部会」が設置され<sup>10)</sup>、民法の成年年齢の引下げについての検討が開始された<sup>11)</sup>。

2009(平成21)年7月29日に、民法成年年齢部会は、その検討の結果を「民法の成年年齢の引下げについての最終報告書」<sup>12)</sup>として公表した。最終報告書によれば、民法の成年年齢の引下げは、「18歳に達した者が、自ら就労して得た金銭などを、法律上も自らの判断で費消することができるようになるなど社会・経済的に独立した主体として位置付けられることを意味」し、さらに、公職選挙法の選挙権年齢が18歳に引き下げられるのであれ

ば、「18歳、19歳の者が政治に参加しているという意識を責任感をもって実感できるようにするためにも、取引の場面など私法の領域においても、自己の判断と責任において自立した活動をすることができるよう、民法の成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である」とした。「18歳以上の者を、政治の面のみならず、経済活動の場面においても一人前の『大人』として処遇することは、若年者が将来の国づくりの中心であるという国としての強い決意を示すことにつながり、若年者及び社会にとって大きな活力をもたらすことが期待される」とした。

他方で、民法の成年年齢を引き下げると、「消費者被害の拡大など様々な問題が生ずるおそれもある」として、「民法の成年年齢の引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や、消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要である」と指摘した。

そのうえで、民法の成年年齢の引下げの法整備を行う具体的時期については、「施策の効果等の若年者を中心とする国民への浸透の程度やそれについての国民の意識を踏まえた、国会の判断にゆだねるのが相当である」とした<sup>13)</sup>。

2015(平成27)年6月、公職選挙法の改正により、選挙権年齢が18歳に引き下げられた(公職選挙法9条1項(2016(平成28)年6月19日施行))。

2018(平成30)年6月13日、「民法の一部を改正する法律(成年年齢関係)」(平成30年法律第59号)が成立し<sup>14)</sup>、2022(令和4)年4月1日に施行され、民法の成年年齢の引下げに至った<sup>15),16)</sup>。

民法では、成年年齢の引下げに伴って、女性の婚姻年齢が、16歳から18歳に引き上げられ(民法731条)、養親となる者の年齢が、「成年」から「20歳」に改められた(民法792条)。

婚姻年齢について、改正前民法では、男性

が18歳、女性が16歳とされていた（改正前民法731条）。男女間での心身の発達に差異があることが、その理由とされた。しかし、社会の変化から、本規定の規律に合理性はない、とされて、今回の改正で、男女ともに18歳に統一された。成年年齢と婚姻年齢が統一されることにより、未成年が婚姻することはなくなるので、未成年者の婚姻についての父母の同意を定めた民法737条と、婚姻による成年擬制を定めた民法753条が削除された。

また、改正前民法では、養親となる者の年齢が「成年」とされていた（改正前民法792条）。養親となることは重い責任を伴うものであるため、成年年齢の引下げに伴い、「成年」を「20歳」に改めた（民法792条）。

民法の成年年齢の引下げは、18歳、19歳の者が親権、未成年後見に服さなくなることを意味する（民法818条1項、838条1号を参照）。18歳、19歳の者は、親権（民法820条以下）、未成年後見（民法853条以下を参照）を脱し、完全な行為能力が認められ、単独で有効に法律行為を行うことができるようになる。改正前民法では、18歳、19歳の者も、未成年者取消権の行使（民法5条2項）による保護を受けることができたが、成年年齢の引下げにより18歳、19歳の者は未成年者取消権による保護を受けることができなくなった<sup>17)</sup>。

民法の成年年齢引下げに伴う、その他の法律における年齢要件の取扱いについて、「成年」・「未成年」という文言を用いている法律で、年齢要件の実質を20歳から18歳に引き下げる場合には、民法4条の改正により、その文言の意味が変更されるので、改正が不要だが、年齢要件の実質を20歳で維持する場合には、改正が必要となる。また、「20歳」などの具体的な年齢を用いている法律では、民法4条の改正に伴い、年齢要件を引き下げる場合には、改正が必要だが、年齢要件を維持する場合には、改正が不要である<sup>18)</sup>。

民法成年年齢部会の最終報告書では、「民

法の成年年齢の引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要である」とされた。その他、養育費や扶養義務の問題や、高校教育における生徒指導の問題などが指摘されている<sup>19)</sup>。

民法の成年年齢引下げのための環境整備として、2008（平成20）年・2009（平成21）年の学習指導要領の改訂により、消費者教育、法教育、金融経済教育などの充実が図られ、実施されている。

また、2012（平成24）年8月、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、これをもって国民の消費生活の安定および向上に寄与することを目的として、国や地方公共団体の責務などを定めた「消費者教育の推進に関する法」（消費者教育推進法）が成立、施行された（2012（平成）24年12月施行）<sup>20)</sup>。同法では、学校、大学、地域における消費者教育の推進（同法11条、12条、13条）が義務付けられた。

さらに、2018（平成30）年2月20日には、実践的な消費者教育の実施に関する取組を関係省庁が緊密に連携して推進するために、消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁の関係局長で構成される「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議」が設置され、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を決定し、2018年（平成30）年から2020（平成32）年までの3年間を集中強化期間として、実践的な消費者教育教材「社会への扉」<sup>21)</sup>を全国の学校に提供して、すべての都道府県の全高等学校で実践的な消費者教育の授業を実施することや、学校教育現場において外部講師の活用を進めるために消費者教育コーディネーターを全都道府県で配置することを目ざしている。

2008（平成20）12月に、民法成年年齢部会の審議とは別個に、青少年の育成に係る政府の基本理念および中長期的な施策の方向性を

示した「青少年育成施策大綱」の策定が行われ、2019（平成21）年7月に、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備を行うことや、社会生活を円滑に営む上での困難を抱える子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を行うことなどを定めた「子ども・若者育成支援推進法」が成立し、2010（平成22）年4月に施行された<sup>22)</sup>。

そして、2018（平成30）年に、消費者契約法が一部改正された<sup>23)</sup>。すなわち、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際して、①消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、就職や進学、容姿や体型など、願望の実現に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をおおる告知をしたとき（消費者契約法4条3項3号）、②勧誘を行う者に対する消費者の恋愛感情などに乗じ、当該消費者契約を締結しなければ当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げたとき（消費者契約法4条3項4号）などの場合、消費者は、その意思表示を取り消すことができる、とされた（消費者契約法4条3項）。これらの勧誘行為は、主に若年者に発生している消費者被害事例を念頭において、新たに取消権の対象とされた。さらに、事業者が消費者契約を締結するにあたっての努力義務として、個別の消費者の知識および経験を考慮した上で、必要な情報を提供することが明示された（消費者契約法3条1項2号）<sup>24)</sup>。

なお、学生取組みにも見られるように、少年法についても改正が行われ（2021（令和3）年5月21日に成立）、民法の成年年齢引下げと同じく、2022（令和4）年4月1日に施行された。改正少年法では、引き続き、20歳未満の者を少年法上の「少年」として維持し、全件を家庭裁判所に送致して、少年法のスキームの枠内で扱うが、18歳、19歳の者を「特定少年」として、特例を設けて、他の年齢層の少年とは異なる取扱いをする（少年法62条

以下）。すなわち、①保護処分は、「犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内」で行い、②原則的に検察官に送致（逆送）しなければならない事件の範囲を拡大して（死刑または無期もしくは短期1年以上の懲役もしくは禁錮に当たる罪の事件を加えた）、③逆送後の刑事事件については、少年法の特例を基本的に適用しない、④公判請求された場合には、推知報道を解禁する、など、17歳以下とは異なる取扱いがされることになった<sup>25)</sup>。

## （2）民法の成年年齢の引下げの検討－研究者の立場から

2009（平成21）年7月の法制審議会の民法成年年齢部会（以下、部会とする）の最終報告書を受けて、2022（令和4）年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられた<sup>26)</sup>。最終報告書では、「若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策」が実現され、その「効果が十分に発揮され、それが国民の意識として現れた段階において、速やかに行うのが相当である」として、その具体化の時期について、国会の判断に委ねられたが、最終報告書の公表から12年8ヶ月、法律の成立から3年8ヶ月で施行された<sup>27)</sup>。

民法の成年年齢引下げの法改正に向けての動きのトリガーを引いたのが、部会が出した「最終報告書」である。最終報告書の内容を検討する。

部会は、民法の成年年齢と、国民投票の投票年齢、選挙年齢などとの関係を検討して、民法の成年年齢の引下げの意義について検討したうえで、成年年齢の引下げを20歳から18歳に引き下げることが適当である、とした。すなわち、「民法の成年年齢の引下げは、若年者を将来の国づくりの中心としていくという、国としての強い決意を示すことにつながる。また、18歳に達した者が、自ら就労して得た金銭などを、法律上も自らの判断で費消

することができるようになるなど社会・経済的に独立した主体として位置づけられるといった点で、有意義であるといえることができる。〔改行〕国民投票年齢が18歳と定められたことに伴い、選挙年齢が18歳に引き下げられることになるのであれば、18歳、19歳の者が政治に参加しているという意識を責任感をもって実感できるようにするためにも、取引の場面など私法の領域においても、自己の判断と責任において自立した活動をすることができるよう、特段の弊害のない限り、民法の成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である」と結論づけた。

部会は、理論上、選挙年齢と民法の成年年齢とは必ずしも一致させる必要はないことを確認した。しかし、民法上の成年に達すると、「私法上、経済的にも社会的にも『大人』という立場にたつこととなる」が、①選挙年齢と民法の成年年齢との一致は、18歳、19歳の者の政治への参加意欲を高め、責任をもった選挙権への行使を期待することができる、②社会的・経済的にフルメンバーシップを取得する年齢は一致している方が法制度としてシンプルである、③大多数の国において私法上の成年年齢と選挙年齢とを一致させている<sup>28)</sup>、④国民投票法の法案審議の際に、その提出者が民法上の判断能力と参政権の判断能力とは一致すべきであると説明されたことから、特段の弊害がない限り、選挙年齢と民法の成年年齢とは一致していることが望ましいと結論づけた。

部会も認めているように、選挙年齢と民法上の成年年齢との間に理論的な関係はないことから<sup>29)</sup>、①から④のいずれの理由づけも説得力がないように思われる<sup>30)</sup>。①について、選挙年齢と民法の成年年齢との一致が、なぜ政治への参加意欲を高め、責任をもった選挙権への行使に至るのか、②について、そもそも社会的、経済的なフルメンバーシップとは何を意味するのか<sup>31)</sup>、法制度としてシンプル

である、ということが、社会的、経済的なフルメンバーシップ年齢が一致することの説得的な理由づけとなるか<sup>32)</sup>、③についても、その一致の説得的な理由づけとはならず、単に事実上・政策上・社会上の問題に過ぎない、と思われる。④消費者被害からの若年者の保護の仕方が論じられている、ということ自体、特段の弊害が生じている、といえないだろうか。

部会は、民法の成年年齢引下げの意義として、「18歳をもって『大人』として扱うことは、若年者が将来の国づくりの中心であるという国としての強い決意を示すことにつながる」とする。その趣旨は、「現在の日本社会は、急速に少子高齢化が進行しているところ、我が国の将来を担う若年者には、社会・経済において、積極的な役割を果たすことが期待されている。民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることは、18歳、19歳の者を『大人』として扱い、社会への参加時期を早めることを意味する。これらの者に対し、早期に社会・経済における様々な責任を伴った体験をさせ、社会の構成員として重要な役割を果たさせることは、これらの者のみならず、その上の世代を含む若年者の『大人』としての自覚を高めることにつながり、個人及び社会に大きな活力をもたらすことになるものと考えられる。我が国の将来を支えていくのは若年者であり、将来の我が国を活力あるものとするためにも、若年者が将来の国づくりの中心であるという強い決意を示す必要がある」とする。また、諸外国の多くでも18歳成年制を採用しており、「若年者の自立を援助する施策を欧米諸国並みに充実させてこそ、グローバルスタンダードに合わせることの意義がある」とされた<sup>33)</sup>。しかし、若年者の自立などの遅れの問題に対しては、「社会全体が若年者の自立を支えていくような仕組みを採用し、若年者の自立を援助する様々な施策も併せて実行していく必要がある」とした<sup>34)</sup>。

最終報告書は、日本社会の少子高齢化の急速な進行に対して、民法の成年年齢を引き下げることで、18歳、19歳の若年者を「大人」として扱って、社会・経済において責任を持った重要な役割を果たさせて、それによって、個人および社会を活性化しようとするものである。民法の成年年齢の引下げが、停滞した日本社会の活性化の一つの材料として捉えられている。若年者が将来の国づくりの中心であることは当然であるが、民法の成年年齢の引下げが、それとどう関連するのか。18歳、19歳の者を「大人」として扱い、社会・経済におけるさまざまな責任を伴った体験をさせることが、個人および社会に大きな活力をもたせる、とのことだが、それが、どのようにして社会・経済を活性化するのか。しかも、そもそも—この点が、最終報告書がよく分からないところなのだが—、民法の成年年齢の引下げが、なぜ、若年者が将来の国づくりの中心である、という国としての強い決意を示すことになるのか<sup>35),36)</sup>。さらに、部会が想定する「大人」とは、どういう意味内容なのか。法的や経済的な意味での「大人」という内容と、一般的な意味での「大人」という内容が混在しているように思われる。

2022(令和4)年4月1日に施行された成年年齢の引下げについて、学者・実務家の間でも、ポジティブな評価とネガティブな評価が存在する<sup>37)</sup>。ポジティブな評価をする学者によれば、たとえば、水野紀子は、民法の行為能力をもつということは、市民社会のフルメンバーシップをもつことを意味するから、政治を決定する選挙権年齢と、民法の成年年齢とが統一されることは、「自然であるとともに致し方のない成り行きであった」とする<sup>38)</sup>。山下純司は、未成年者に対しての行為能力の制限は、未成年者の自己決定権に対しての制限であることから、高校卒業とともに、行為能力の制限をはずして、18歳、19歳の若年者にも完全な行為能力を与えて、その自己

決定権を尊重すべきである、とする<sup>39)</sup>。また、18歳、19歳の未成年者取消権が失われることによる消費者被害の拡大のおそれに対しては、生涯を通じた消費者教育を充実させることで、18歳、19歳の若年者に取引経験を積ませて、現場に学ばせるべきである、と主張する<sup>40)</sup>。他方で、消費者法を研究する法学者や実務家は、ネガティブな評価をする者が多いように思われる<sup>41)</sup>。

もっとも、いずれの立場も、18歳、19歳の若年者(以下、「若年者」と呼ぶ。特段の意味を付与しているわけではない)の法的な保護を考えている点では相違がない<sup>42)</sup>。ポジティブ派は、18歳、19歳の若年者の自己決定権を重視し、若年者に完全な行為能力を与えて、消費者教育などを充実させるのと、消費者契約法などの特別法によって、若年者の法的な保護を図っていくべきである、と主張する<sup>43)</sup>。18歳、19歳の若年者を外在的に保護していく立場ということが出来る。他方で、ネガティブ派は、未成年者取消権の効用(若年の消費者の消費者被害からの保護・救済、取引社会に対してのアナウンス効果も含む<sup>44)</sup>)を積極的に評価しつつ<sup>45)</sup>、消費者契約法などによる法的な保護が万全ではないことから、成年年齢の引下げに反対していた。18歳、19歳の若年者の行為能力を完全ではないと考えて、18歳、19歳の者に未成年者取消権を与えて、その保護を内在的に図っていくとする立場であったと考えることもできよう。18歳、19歳の若年者を制限行為能力者として行為能力を制限することについて、否定的に捉えるか、肯定的に捉えるかの違いでもあると考えられる。

いずれにしても、成年年齢の引下げが行われて、18歳、19歳の若年者が未成年者取消権を使えなくなった以上、若年者の法的な保護を考えていかないとならない<sup>46)</sup>。若年者の法的な保護について、次のような方策が主張されている。①民法に、18歳から20代前半の若

年者を対象にした若年者の保護規定を設けるか<sup>47)</sup>、または、②消費者契約法に、i)年齢を一つの判断要素とした「脆弱性」に配慮した規定を設けるか<sup>48),49)</sup>、ii)適合性の原則を取り入れた規定を設けるか<sup>50)</sup>、もしくは、iii)「状況の濫用」<sup>51)</sup>に当たるかどうか判断するための基準を定めようとして、若年消費者を対象とした、一般条項的な取消規定を設けるか<sup>52)</sup>、などである。または、③若年者保護法のような特別法を制定することも視野に入れても良いかもしれない<sup>53),54),55)</sup>。以上の法的な対応に加えて、若年者を消費者被害から保護するために、成年年齢に達する前の消費者教育などを充実させることが必要であることが強調されている<sup>56),57)</sup>。

民法の成年年齢の引下げは、成年年齢を何歳とするか、という点に注目が集まったが一成年年齢を何歳にするかは、論理的に決まるものではなく、立法政策的な問題である<sup>58)</sup>。本質的には、未成年者の行為能力をどのように設定していくか、という問題である<sup>59)</sup>。行為能力制度とは、代表的な教科書によれば、「意思無能力者の保護を確実にし、同時に取引の相手方に不測の損害を与えないようにする」ためのものである。すなわち、「意思能力が完全でない者を定型的に、未成年、成年被後見人…、被保佐人…および被補助人…に分類し、これらの者は独立して取引をする能力（行為能力）が制限されている」。しかし、未成年者の行為能力が否定される理由はよく分からない、と指摘されている。すなわち、子どもも7歳から10歳になれば意思能力が認められ、15歳くらいになるとほぼ完全な意思能力が認められる、と説明されているにもかかわらず、成年年齢（改正前民法では20歳）に達するまで完全な行為能力が認められないからである。このような状況に対して、未成年者の行為能力が制限されるのは、意思能力が十分でないからではなく、「社会的な経験が十分でないために、適切は判断ができない

危険を考えて、特別に行為能力を制限したものとすべき」という説明がなされている<sup>60)</sup>。

行為能力制度は、人が契約の締結などの法的な関係を取り結ぶための前提条件をなすものである、と考えられ<sup>61)</sup>、未成年者の行為能力の制限（広くは、制限行為能力者制度）は、法的関係の安定性を考えて、未成年者を年齢で区切って、未成年者を定型的に保護するための制度であり、同時に、取引の相手方の取引の安全を保護する制度である、と考えられる<sup>62)</sup>。必ずしも、未成年者の自己決定権を制約するものと、マイナスの評価をすべきものとはいえないのではないかと<sup>63)</sup>。制限行為能力者制度は、未成年者に関しては、法定代理人によるサポートのもと（民法5条、6条を参照）、その法的な保護と、その法的な自律・自立を支援するための制度である、と考えられる<sup>64),65)</sup>。とはいえ、未成年者も、年齢に応じて（年齢だけに限られるわけではないが）、意思能力の充足に違いがある、という事実は厳然として存在しているし、我われもそれを経験的に認識している。未成年者・若年者の行為能力、そして、その保護の仕方についても、きめ細かな整理が必要と考えられる<sup>66),67),68)</sup>。行為能力制度と消費者法制による未成年者・若年者の連続的・重畳的な保護もきめ細かな保護手段といえるが<sup>69)</sup>、ここでは、年齢による異なった法的対応（保護）を主張している大村敦志の提案を取り上げておく<sup>70)</sup>。

大村は、民法の「成年・未成年」の区別について多元化・相対化の提案をしている<sup>71)</sup>。民法の成年年齢を18歳に引き下げようとして、「未成年」を、「準成年」と「完全未成年」に二分する。満15歳以上の者を「準成年」として、原則、被保佐人と同様に扱う。15歳未満を「完全未成年」として、法定代理人の同意なしには有効な法律行為をすることができない、とする。さらに、大村は、「完全未成年」を、10歳～12歳を基準に、「半成年」と「幼年」に二分する。「幼年」は、日用品の購入など

を除いて、行為能力を否定し、一律に責任能力も否定する。「幼年の能力を『無能力』、『未成年』の能力を補完された能力という意味で『補完能力』、『準成年』の能力を『管制された能力』という意味で『管制能力』と呼び、無能力の場合も含めて、全体で『制限能力』と呼ぶ」とする。

そのうえ、大村は、「成年」に関しても、「初成年」と「完全成年」に二分する。「初成年」とは、成年年齢に達した後も25歳（または26歳）に至るまで、「支援人」（法定代理人または本人が選任した者）に相談してからでなければ、一定の重要な行為を単独ですることができない、とする。すなわち、「初成年」の行為能力には、手続的な制約が課されることになる。そうして、「『初成年』の能力を『支援を受けた能力』という意味で『支援能力』と呼ぶ<sup>72)</sup>。

大村の「成年・未成年」の区別の多元化・相対化の提案は、「子ども」や「若者」をめぐる社会問題に対応するために、民法の成年年齢の見直しを契機として、未成年者保護法制の枠組みを再検討して、若年の成年者を含む「年少者法（こども・わかもの法）」を構想するためのてがかりとなるものであった<sup>73),74)</sup>。従来あまり論じられることのなかった未成年者の行為能力について、きめ細やかな整理をしている点で、大村の提案は注目に値する。確かに大村の提案を採用することは、未成年者・若年者の（制限）行為能力制度を複雑にするが、その構想は検討されてもよいものと考えられる。

以上、民法の成年年齢の引下げによる若年者の法的保護について若干の検討を行った。最後に、民法の成年年齢の引下げで影響があると考えられるいくつかの問題点について触れておく。

2011（平成23）年、児童虐待防止に向けて、親権制度の改正を含む、民法の一部が改正された（2012（平成24）年4月1日に施行）<sup>75)</sup>。

本改正では、親権の制限について改正が行われたことから、未成年者が親権者を欠いた場合に備えて、未成年後見制度についても改正が行われた（民法840条、民法842条の削除、857条の2など）<sup>76)</sup>。民法の成年年齢の引下げにより、未成年被後見人も18歳になると、未成年後見に服さなくなる。児童福祉法の上限年齢18歳（児童福祉法4条1項3号「少年」）と一致することになった。この点について、最終報告書でも、「虐待を受けたことにより脆弱性を抱えた18歳、19歳の者を支援することは、親権から解放することによって解決される問題ではなく、「児童虐待等の問題については、別途早急に対応策を検討すべきである」と問題提起がなされていた。民法の成年年齢の引下げは、虐待などにより脆弱性を抱えた若年者を、虐待者である親権者から解放する、というプラスの側面をもつと同時に、未成年後見制度や児童保護法による保護を失わせる、というマイナスの側面ももつ<sup>77)</sup>。民法の成年年齢の引下げの議論に当たっては、児童福祉法との連携を図るべきであった<sup>78)</sup>。2022（令和4）年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）により一定の手当てがなされた<sup>79)</sup>。

民法の成年年齢引下げにより、男女の婚姻年齢が18歳に統一されたことは、積極的に評価できる、と考えられるが、18歳未満の少女たちが妊娠した場合に、出産・婚姻が立ち直りのきっかけになった、という家庭裁判所の実務家の指摘が紹介されている<sup>80),81)</sup>。

（続）

#### 【注】

<sup>1)</sup> ゼミでの学生教育の一環としての外部講師による講演会企画については、拙稿『『外部講師による講演会』企画での民法教育と社会人基礎

- 力の育成—法教育との関連も視野に入れて」法と教育 6号79頁以下、直近の試みとして、足立・深林恭広「2020年度『債権法講演会』の報告—『自主交渉援助型調停』模擬実践を通じた学生教育—」北星論集（経）61巻2号11頁以下を参照（足立）。
- 2) 2021年度前期は、判例研究（判例の研究報告と原告に分かれてのディスカッション）を行ったのと、札幌商工会議所・北海道新聞共催の「M-Pro（学生による企業の魅力発信プロジェクト・コンペティション）」に参加した。「M-Pro」には、北海道新聞に務めているゼミOB 泉修平君（池田弁護士と同期である）の紹介と勧めで、2010年度から参加している。M-Proとは、数ヶ月かけて、学生が担当企業の魅力を発見するプロジェクトであり、学生の社会人基礎力教育に大いに役立っている。また、足立自身、道内中小企業の仕事への情熱に触れることができ勉強になっている。
- 3) 行政書士 深林恭広先生には、2019年度から、外部講師による講演会企画にご協力いただいている。2021年度に開催した「債権法講演会」も、2020年度に開催した同講演会と同じテーマで開催した（もちろん、企画に取り組んだゼミ生たちの個性による違いはある）。足立・深林「2020年度『債権法講演会』の報告」北星論集（経）61巻2号11頁以下を参照。「自主交渉援助型調停」の模擬実践による学生の法教育、交渉・コミュニケーション教育の展開について、今後も、実践と研究を深めていく予定である。
- 4) ゼミ生たちには、注意事項として、次のことを示した。
- 講演会企画は、ゼミ生の学力と社会人基礎力育成のための企画である。社会人の「仕事」と同じ気持ちで取り組むこと。報告・連絡・相談を密に。ゼミ生は実働部隊、足立は上司、池田先生は取引先、受講者はお客様と考える。
  - 講演会企画を経験した先輩方・OGOBとコミュニケーションを取って、アドバイスをもらおう。
- 5) 閲覧したい方は、足立 (adachi@hokusei.ac.jp) までご連絡をいただきたい。ゼミ生から公開の許可を得ている。
- 6) おそらく、学生は、中村新造「民法の成年年齢引下げに関する議論の状況と若干の考察」国民生活研究57巻2号26頁を参照としたものと思われる。
- 7) 注5)と同様に、閲覧したい方は、足立(adachi@hokusei.ac.jp)までご連絡をいただきたい。ゼミ生から公開の許可を得ている。
- 8) 改正前民法4条の歴史的経緯やその具体的な意味内容については、谷口知平・石田喜久夫編『新版 注釈民法(1) 総則(1)〔改訂版〕』（有斐閣、2002年）294-296頁〔高梨公之・高梨俊一〕、大村敦志『民法読解 総則編』（有斐閣、2009年）42頁以下、原田剛「成年年齢の立法小史—明示初期の民法編纂過程を中心として」白門71巻838号12頁以下を参照。
- 9) 法務省ウェブサイト「民法の一部を改正する法律（成年年齢関係）について」(<https://www.moj.go.jp/content/001261886.pdf>) (2022年11月3日閲覧)を参照。
- 10) 法務省ウェブサイト「民法成年年齢部会」([https://www.moj.go.jp/shingil/shingi\\_seinen\\_index.html](https://www.moj.go.jp/shingil/shingi_seinen_index.html)) (2022年11月3日閲覧)を参照。
- 11) 須永醇「権利能力，意思能力，行為能力」（星野英一編集代表『民法講座 第1巻 民法総則』（有斐閣，1984年）127頁，米沢広一『子供・家族・憲法』（有斐閣，1992年）246-248頁，渡辺洋三『法とは何か 新版』（岩波新書，1998年）13頁では、既に民法の成年年齢の引下げについて指摘されていた。
- 12) 笹井朋昭，木村太郎『一問一答 成年年齢引下げ』（商事法務，2019年）168頁以下を参照。
- 13) 民法成年年齢部会およびその答申の特殊性については、本部会の構成員でもあった水野紀子「民法の観点からみた成年年齢の引下げ」ジュリ1392号164頁，山下純司「民法成年年齢引下げについて—未成年者取消権を中心に」学習院法務研究1号74頁を参照。
- 14) 参議院法務委員会では、法案の可決に際して、全会一致で付帯決議がなされた。成年年齢引下げに伴う消費者被害の拡大を防止するための法整備を2年以内に行うこと（つけ込み型不当勧誘取消権），自立した消費者を育成するための教育の在り方の充実などが求められている。参議院 附帯決議「民法の一部を改正する法律」（平成30年6月12日）([https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/196/f065\\_061201.pdf](https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/196/f065_061201.pdf)) (2022年11月3日閲覧)を参照。
- 坂東俊矢「若年者の契約被害の実際と消費者法の課題—成年年齢引下げを見据えて—」現消52号9頁は、「国会は決して、法制審議会がその条件とした若年者に対する消費者保護施策の充実が図られたと判断して、成年年齢を引き



下げる改正民法を成立させたわけではなく、「若年者に対する消費者保護施策の充実は、実際に成年年齢が引き下げられるまでの課題として、期限付きで先送りされたのであり、「この宿題について適切な解答を用意することができているのであろうか」と問題提起を行う。

<sup>15)</sup> 改正の経緯・内容の詳細については、笹井・木村『一問一答 成年年齢引下げ』を参照。

<sup>16)</sup> 成年に関する経過措置として、2022（令和4）年4月1日午前0時に18歳に達していない者は、18歳に達した時（18歳の誕生日の前日の午後12時）に成年になる（改正法附則2条1項、年齢計算ニ関スル法律1項、2項を参照）。また、施行の際（2022（令和4）年4月1日）に、18歳以上20歳未満の者（婚姻による成年擬制（改正前民法753条）によって成年に達したとみなされた者は除く（改正法附則3条2項））は、施行日（2022（令和4）年4月1日）に成年に達した（改正法附則2条2項）。さらに、施行日前に未成年で婚姻をした者は、その時点で成年に達したとみなされており（改正前民法753条）、施行日後も、その取扱いは変わらない（改正法附則2条3項）。施行日に16歳以上の女は、執行日後も、18歳未満で婚姻をすることができる（改正前民法731条、改正法附則3条2項）。

<sup>17)</sup> 民法の成年年齢引下げにより、18歳、19歳の若年者が未成年者取消権を行使することができなくなることから、AV出演被害の拡大が懸念されて、2022（令和4）年6月23日、「AV出演被害防止・救済法（性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律）」が制定された。「AV出演被害防止法整備で与野党素案 契約解除、公開後2年」厚生福祉6732号7頁、男女共同参画局ウェブサイト「AV出演被害問題について」（[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/avjk/index.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html)）（2022年11月3日閲覧）を参照。18歳、19歳の若年者に限らず、すべての年齢・性別を対象に、契約から動画公開後の一定期間、無条件で契約を解除できることが規定された。本問題は、若年者に限らない社会的な問題であり、総合的な検討と支援が必要であると考えている。

<sup>18)</sup> 詳細は、笹井、木村『一問一答 成年年齢引下げ』75頁以下、法務省ウェブサイト「民法の一部を改正する法律（成年年齢関係）について」「成年

年齢の引下げに伴う年齢要件の変更について」（<https://www.moj.go.jp/content/001261083.pdf>）（2022年11月3日閲覧）を参照。

<sup>19)</sup> 高校教育における生徒指導の問題について、最終報告書では、「教師、生徒及びその親権者の意識改革はもちろんのこと、成年に達した生徒に対してどのような指導を行っていくかについてのルール作りも必要になる」とするが、この問題は、高校教育のあり方と高校の在学契約の解釈の問題であると考えられる。

また、成人式の時期や在り方についても問題となっている。法務省によれば、成人式の開催の仕方については、各自治体の判断に任されている。これまで、社会教育法に基づいて、自治体が成人式を開催してきたからである。民法の成年年齢の引下げを機会に、近年、イベント化しつつある成人式の意味や在り方について、その取り止めも含めて検討するべきであると考えられる。若年者の学びを支援する制度や機会の創出が何か考えられないだろうか。若年者からの問題提起を期待したい。法務省ウェブサイト「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係省庁連絡会議『成人式の時期や在り方等に関する分科会』について」（[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00234.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00234.html)）（2022年11月3日閲覧）を参照。

<sup>20)</sup> 消費者庁ウェブサイト「消費者教育の推進に関する法律」（[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_education/consumer\\_education/law/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/law/)）（2022年11月3日閲覧）を参照。その他、河上正二「消費者委員会 消費者教育推進法の成立」ジュリ1446号66・67頁、西村隆男「消費者教育推進法の意義」消費者法ニュース93号5頁以下、細川幸一「消費者契約法制定の経緯とその課題」市民と法79号81頁以下、中村新造「消費者教育推進法の解説」二弁フロンティア131号14頁以下、長谷川公彦、清水きよみ『『消費者教育推進法』と消費者教育への取り組み』ジュリ1477号45頁以下、谷本圭子他『これからの消費者法—社会と未来をつなぐ消費者教育』（法律文化社、2020年）特に154頁以下を参照。なお、田中菜採兒「消費者教育の経緯と現状—消費者教育推進法施行を受けて—」調査と情報818号9頁以下では、今後の消費者教育のあり方の参考として、「持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development（ESD））」を挙げており、興味深い。

<sup>21)</sup> 詳細は、消費者庁ウェブサイト「『18歳から大人』

- 特設ページ」([https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_education/consumer\\_education/lower\\_the\\_age\\_of\\_adulthood/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lower_the_age_of_adulthood/)) (2022年11月3日閲覧) を参照。
- <sup>22)</sup> 内閣府ウェブサイト「子供・若者育成支援施策の総合的推進」(<https://www8.cao.go.jp/youth/wakugumi.html>) (2022年11月3日閲覧) を参照。その他、久保田崇「ニート・ひきこもり等の現状と子ども・若者育成支援推進法の制定」ジュリ1388号2・3頁, 同「ニートやひきこもりの若者に対する支援のための地域ネットワークづくり」時法1850号6頁以下, 新倉尚樹「子ども・若者育成支援推進法」自正61巻6号140頁以下を参照。
- <sup>23)</sup> 2018(平成30)年の消費者契約法の改正については、「特集 改正消費者契約法の活用, 課題と展望」現消41号4頁以下, 「特集 消費者契約法改正」ジュリ1572号14頁以下, 「特集 改正消費者契約法」消費者法研究6号127頁以下などを参照。
- <sup>24)</sup> さらに、内閣府に設置された「消費者委員会成年年齢引下げ対応ワーキング・グループ」が、2017(平成29)年1月に、「ワーキング・グループ報告書」(内閣府ウェブサイト「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ」(<https://www.cao.go.jp/consumer/history/04/kabusoshiki/seinen/index.html>) (2022年11月3日閲覧)) を公表し、消費者庁に設置された「消費者契約に関する検討会」が、2021(令和3)年9月に報告書(消費者庁ウェブサイト「消費者契約に関する検討会」([https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/meeting\\_materials/review\\_meeting\\_001/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/meeting_materials/review_meeting_001/)) (2022年11月3日閲覧)) を公表している。これらの報告を受けて、消費者契約法の改正案が国会に提出されている。2022(令和4)年5月25日の消費者契約法の改正については、福島成洋, 上野一郎, 玉置貴広, 杉田香穂「消費者契約法改正の概要」NBL1224号68頁以下, 消費者庁ウェブサイト「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律(令和4年法律第59号)(消費者契約法関係)」([https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/consumer\\_contract\\_act/amendment/2022/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/amendment/2022/)) (2022年11月3日閲覧) を参照。
- <sup>25)</sup> 少年法の改正については、玉本将之, 北原直樹
- 「『少年法等の一部を改正する法律』について」曹時74巻1号1頁を参照。少年法改正の評価については、さしあたり、「特集 改正少年法の課題」法時94巻2号4頁以下, 「特集 2021年少年法改正」論究ジュリ37号92頁以下, 「特集 少年法等の一部を改正する法律案の検討」判時2478号152頁以下, 小池信太郎「改正少年法と18歳・19歳の少年に対する処分選択」法セ806号54頁以下を参照。民法成年年齢の引下げと少年法適用についての総体的な検討として、横田光平「民法成年年齢引下げ—子ども法の視点から」法教462号62-64頁を参照。
- <sup>26)</sup> 民法の成年年齢の引下げをめぐる立法・学説の動きの網羅的な検討は、たとえば、中村「民法の成年年齢引下げに関する議論の状況と若干の考察」国民生活研究57巻2号12頁以下, 山里盛文「成年年齢引下げにおける契約年齢について—成年年齢引下げにともなう若年消費者保護—」明治学院大学法と経営学研究所年報1号65頁以下, 遠藤研一郎「成年年齢引下げの意義について—若年者の『能力』に関する序論的考察—」新報127巻3号73頁以下, 山里「18歳成年制と消費者教育—消費者教育によるインフラ整備が民法・消費者法に与える影響」(高須順一他編『宮本健蔵先生古稀記念 民法学の伝統と新たな着想』(信山社, 2022年)) 555頁以下を参照。
- <sup>27)</sup> 坂東俊矢「未成年者の行為能力の考え方—成年年齢引下げの議論を踏まえて」自正69巻11号58頁は、2018(平成30)年11月の時点で、「国民の理解と覚悟が十分と言える程度にまで醸成されていない」と評価していた。平澤慎一「民法の成年年齢引下げによる問題点と課題—消費者被害を中心に—」自正69巻11号57頁も参照。
- <sup>28)</sup> 諸外国の状況について、加藤雅信「未成年者保護規定の改正をめぐる動向—より充実した消費者保護のために—」現消3号7-9頁, 笹井・木村『一問一答 成年年齢引下げ』27・28頁を参照。
- <sup>29)</sup> なお、明治期の選挙権の年齢と民法の成年年齢一致に関する議論として、原田「成年年齢の立法小史」白門71巻838号20頁を参照。
- <sup>30)</sup> たとえば、中村新造「民法の成年年齢引下げに関する論点整理」九州法学会会報2016 72頁以下, 同「民法の成年年齢引下げに関する議論の状況と若干の考察」国民生活研究57巻2号31頁以下, 同「民法の成年年齢引下げの経緯を検証する」自正69巻11号45頁以下も参照。

斎藤宙治『子どもと法 子どもと大人の境界線をめぐる法社会学』(東京大学出版会, 2021年) 7頁は, 「18歳に国民投票権が付与されたことが既成事実となり, 選挙権及び成年年齢の引下げがなし崩し的に進んできた」とする(同「子どもの各種法定年齢をめぐる一般人の法意識」法社会学84号204頁も参照)。

- <sup>31)</sup> 部会の構成員であった水野「民法の観点からみた成年年齢引下げ」ジュリ1392号166頁は, 市民社会のフルメンバーシップとは, 法的に独立して行動できること, すなわち, 行為能力をもつことである, とする。
- <sup>32)</sup> 遠藤「成年年齢引下げの意義について」新報127巻3号82頁以下を参照。
- <sup>33)</sup> 諸外国の子どもの成年年齢についての総合的な研究書として, 山口直也編著『子どもの法定年齢の比較法研究』(成文堂, 2017年)を参照。
- <sup>34)</sup> 部会の調査審議の過程では, ①若年者のキャリア教育の充実, ②シチズンシップ教育の導入, 充実, ③若年者対応のワン・ストップ・サービスセンターの設置, ④社会参画プログラムの提供, ⑤児童福祉施設の人的, 物的資源の充実や, 子育て支援の仕組みの充実などの意見が示された。
- <sup>35)</sup> 松本恒雄「成年年齢引下げと消費者取引における若年成年者の保護」消費者法研究2号43頁注(13)は, この箇所を「精神論ないしあるべき社会観を強調している」という。
- <sup>36)</sup> 若年者が将来の国づくりの中心であることを示すのであれば, 若年者が, 政治・政策や組織の意思決定過程に参画するための制度作りの必要性についても言及して欲しかった。宮本みちこ「成年年齢引下げの意味を考えるー若者政策の観点から」ひろば71巻10号34頁以下, 鎌田薫・大村敦志・岡田ヒロミ・笹井朋昭・宮本みち子「一座談会ー『民法成年年齢の引下げの施行と課題』」法支196号20・21頁(宮本発言)を参照。加えて, 若年層でも児童によるものだが, フランスの「子ども議会(Parlement des enfants)」の例も参照(大村敦志『フランスの社交と法』(有斐閣, 2022年)146-151頁)。

子どもの意見表明権と, それに対しての大人の応答義務について考察した, 大西健司「子どもの意見表明権と大人の応答義務」津田塾大学紀要51号223ページ以下, 特に227-247頁は, 若年者を含む子どもの意思決定過程への参画(受容)の仕方を考えていくに当たって, 極めて重要かつ参考となる論考である。

<sup>37)</sup> 最終報告書に対しての一般社会の誤解については, 山下「民法成年年齢の引下げについて」学習院法務研究1号81-83頁を参照。

<sup>38)</sup> 水野「民法の観点からみた成年年齢引下げ」ジュリ1392号165・166頁。

<sup>39)</sup> 山下純司「成年年齢引下げの民法学上の意義」ひろば71巻10号39頁, 46頁。

<sup>40)</sup> 山下「成年年齢の引下げの民法学上の意義」ひろば71巻10号43・44頁。

<sup>41)</sup> 日本弁護士連合会ウェブサイト「民法の成年年齢の引下げに関する意見書」([https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2016/160218\\_3.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2016/160218_3.html)) (2022年11月3日閲覧) (日本弁護士連合会ウェブサイトでは, その後も, 会長声明で, 成年年齢引下げに伴う消費者被害防止のための実効的な施策の実現が求められている), 坂東俊矢「消費者被害救済法理としての未成年者取消権の法的論点」消費者法研究2号87頁以下, 同「未成年者の行為能力の考え方」自正69巻11号58頁以下, 辺見紀男・武井洋一・山田美代子編『民法成年年齢引下げが与える重大な影響』(清文社, 2017年), 中村「民法の成年年齢引下げの経緯を検証する」自正69巻11号45頁以下, 平澤「民法の成年年齢引下げによる問題点と課題」自正69巻11号51頁以下を参照。

<sup>42)</sup> 18歳未満の者の保護については, 後藤卷則「民法成年年齢引下げの意義と課題ー財産法を中心に」法支196号69-72頁を参照。

<sup>43)</sup> 内閣府 消費者委員会 成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ「報告書」(2017(平成29)年1月) (<https://www.cao.go.jp/consumer/history/04/kabusoshiki/seinen/index.html>) (2022年11月3日閲覧) は, 「18歳, 19歳について消費者契約における新たな取消権を設けるなど年齢のみによって画一的に処理するのではなく, 個人の知識・経験・判断力等に応じた対応をしつつ, 若者が成熟した私人として社会に参画することができるようになるための支援の必要性が確認された」として, 18歳から22歳の若者を「若年成人」として, 配慮が必要な年齢層であると位置づけて, 消費者被害の防止・救済の観点からさまざまな対応策を検討している。たとえば, 消費者契約法については, 若年成人に対する配慮に努める義務, そして, 不当勧誘に対する取消権(若年成人の知識・経験不足に乗じて, 若年成人にとって合理性・必要性を欠く消費者契約を取り消すことが出来る

制度)を定める規定を設けることが提案されている。大澤彩「年齢と取引—若年者をめぐる契約法・消費者法の立法的課題—」(河上正二・大澤彩『廣瀬久和先生古稀記念 人間の尊厳と法の役割—民法・消費者法を超えて—』(信山社, 2018年)) 366頁以下を参照。

<sup>44)</sup> たとえば, 坂東俊矢「若年消費者の契約被害の実際から考える消費者法の課題(再論)」消費者法研究11号15・16頁を参照。

<sup>45)</sup> 未成年者の消費者被害における未成年者取消権の強力は, 赤松茂「消費者被害救済における未成年者取消規定の活用」現消3号53頁以下, 平澤「民法の成年年齢引下げによる問題点と課題」自正69巻11号52・53頁, 坂東「消費者被害救済法理としての未成年者取消権の法的論点」消費者法研究2号81頁以下, 88頁以下を参照。

<sup>46)</sup> 河上正二「人間の『能力』と未成年者, 若年成人に対する支援・保護について」消費者法研究2号8頁は, 「制度的に, 18歳, 19歳という年齢に着目した『若年者の取消権』を用意することは, それなりに意味のある提案ではあるが, それならば『成人年齢の引き下げ』自体を止めればよいということにもなりかねない。法制審議会が慎重な検討を経て, 被害に対する制度的手当を用意することを前提として, 成人年齢の引下げをよしと判断したことを考えれば, 安易に, 成年年齢の引下げそのものを否定したり一律の若年者取消権を新たに設ける構想は, そのままでは不適切というべきであろう」とする。

<sup>47)</sup> 加藤「未成年者保護規定の改正をめぐる動向」現消3号12頁以下は, 「18歳を迎えた4月1日に成年年齢を迎えるものとし, さらに, 若年者が悪質商法の被害にかかることを防ぐために, 18歳から23歳未満の者に若年者撤回権を与え, そのうえで, 年齢以外の要因を顧慮した『複数要因に基づく意思表示の瑕疵』による取消権を規定」することを提案していた。さらに, 民法改正研究会は, 成年年齢を20歳に維持したまま, 民法上, 「『成年解放』という制度—一部の18歳以上の未成年者につき, 家庭裁判所の個別審判を経たうえで, 成年として扱うことを可能にする制度—」の導入を提案していた(加藤雅信「『日本民法改正試案』の基本枠組」ジュリ1362号9-12頁も参照)。

赤松「消費者被害救済における未成年者取消規定の活用」現消3号58頁は, 未成年者取消権に匹敵する無条件な解除権の導入を提案した。

松本「成年年齢引下げと消費者取引における

若年成年者の保護」消費者法研究2号52・53頁は, 「18歳以上20歳未満の若年成年者について, 不招請勧誘による場合にのみ, 若年成年者取消権を認めるという規定を成年年齢の引下げに関する民法改正法の附則として定めること」を提案した。これは, 「若年者に対する不招請勧誘一般に取消権を与えるという趣旨ではなく, 成年年齢の引下げによって, 従来は未成年者取消権による保護を奪われる18歳, 19歳に対して, 不招請勧誘による場合に限定して, 代替的な取消権を当分与えようとするものである」とした。

<sup>48)</sup> 2016(平成28)年・2018(平成30)年の消費者契約法改正での若年者の消費者保護をめぐる議論について, 丸山絵美子「消費者契約法の改正と消費者取消権」ジュリ1527号54頁以下, 特に52頁以下を参照。

<sup>49)</sup> 消費者基本法2条では, 「消費者の自立の支援に当たっては, …消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない」と定められている。たとえば, 具体的には, 大澤「年齢と取引」363頁以下は, フランス法を素材に, 「一定の年齢(層)を対象に一律にではなく, 年齢ゆえの知識・経験不足等, 『脆弱性』へのつけ込みを理由に契約を取り消すことを認める規定を少なくとも消費者契約法に設けること, その際に, 『脆弱性』の存在のみならず取引の目的や金額を考慮した上で当該消費者に『損害』が生じているといえる場合に取消しを認めることによって, 若年者の取引における自己決定を尊重しつつ, 若年者にとって一定の『セーフティー・ネット』を設けるという方向性が考えられる」とする(386頁)。岩本論「『脆弱な消費者』概念を手がかりとした若年消費者保護に関する考察」現消52号45頁以下, 同「行政規制と民事規律を架橋する『消費者概念』の考察—成年年齢引下げを契機として」消費者法研究11号67頁以下も参照。

後藤「民法成年年齢引下げの意義と課題」法支196号76・77頁は, 消費者契約法3条1項が事業者の努力義務を定めたのも, 「一般的・平均的な消費者でなく, 個別の消費者より具体的には『脆弱な消費者』に保護を与える方向として理解することができる」とする。そうして, 「若年者については, 知識, 経験, 資力が乏しいことは容易に想定できるのであって, 若年者に対する配慮を要求しつつ事業者の予見可能性を確保することは可能であると考えられ,

「むしろ一定の属性や状況に着目することで、定型的な判断の可能性が高まるとも言える」として若年者の保護を構想し、消費者契約法 3 条 1 項の「違反は、直ちに法的な効果を導くものではないが、民法の信義則違反等に基づいて事業者が責任を負うとする結論を導くことは可能である」とする。

<sup>50)</sup> 宮下修一「成年年齢の引下げに伴う若年者の契約締結における適合性の配慮について」消費者法研究 2 号によれば、適合性の原則とは、「取引（特に投資取引）を勧誘する際に、知識・経験・投資目的・財産状況等に照らして、当該取引をするためにふさわしい能力を有していない者に対して不適当な勧誘をしてはならないというルール」とされる。河上正二『『適合性原則』についての一考察—新時代の『一般条項』—』（高翔龍他編『日本民法学の新たな時代』（有斐閣，2015年））586頁以下も参照。

宮下「成年年齢の引下げに伴う若年者の契約締結における適合性の配慮について」消費者法研究 2 号 66-68 頁は、次の 4 つのルール、①「年齢等の属性を考慮したつけ込み型不当勧誘に関する規定の新設」（宮下「合理的な判断をすることができない事情を利用した契約の締結」法時 88 巻 12 号 43 頁も参照）。②「適合性に配慮する必要を定めた一般条項の新設」（河上正二「思想としての『適合性原則』とそのコローリー」現消 28 号 12-14 頁を参照）。③「適合性原則の特定商取引法自体における明文化」、④「事業者による情報提供・説明における適合性への配慮義務の明文化」を提案している。

河上正二「成年年齢の引下げと若年消費者」消費者法研究 11 号 9・10 頁は、「年齢に配慮しつつ、高齢者・子供・若年者を含めて判断力や知識・経験不足につけ込まれた『脆弱な消費者』一般を保護する形での制度的手当、…こうした脆弱な消費者を念頭に置いた説明義務・情報提供義務の強化」が必要である、として、このことは、「年齢・知識・経験への配慮という、広い意味での『適合性原則』の考え方の導入を意味」し、それは「年齢等配慮義務」と言い換えることもできる、とする。

<sup>51)</sup> 「状況の濫用」については、内山敏和「未成年者取消権の基礎と若年成人保護の理論」（道垣内弘人他編者『社会の発展と民法学 [上巻] — 近江幸治先生古稀記念論文集 —』（成文堂，2019年））155-157 頁を参照。

<sup>52)</sup> 内山「未成年者取消権の基礎と若年成人保護の

理論」159・160 頁。

<sup>53)</sup> 若年者の法的保護の諸外国の対応については、たとえば、山口『子どもの法定年齢の比較法研究』（成文堂，2017年）所収の田巻帝子『『子ども』の権利と能力—私法上の年齢設定—』101-104 頁、鈴木博人「ドイツ私法での成年年齢と子の成長に応じた年齢規定」203・204 頁、羽生香織「フランス民法における子どもの保護と自立」260・261 頁を参照。

<sup>54)</sup> 消費者信用取引に関わる特別法上の対応については、谷本圭子「消費者信用取引と成年年齢引下げ—過剰与信防止の観点から—」消費者法研究 11 号 56 頁以下、江里二郎「キャッシュレス社会と成年年齢引下げ—過剰与信規制から考える—」市民と法 121 号 9 頁以下を参照。他方で、政府により、過剰与信規制の緩和が議論される状況が存在しており、若年者保護を考えていくにあたっては、この方面の議論にも注視しておくかなければならない（松苗弘幸「過剰与信規制の緩和の阻止」消費者法ニュース 122 号 86・87 頁を参照）。なお、民法の成年年齢の引下げに対しての金融機関の対応については、ちょっと古い資料だが、亀井洋一「成年年齢引下げと金融機関の対応」銀法 831 号 4 頁以下を参照。

<sup>55)</sup> 年齢による区別的取扱いを定める立法について、高齢者保護立法をテーマにした論考だが、竹中勲「年齢による区別の合憲性」法教 180 号 53 頁以下を参照。

<sup>56)</sup> 消費者教育については、たとえば、松島一恵「我が国における消費者教育についての一考察—社会人に対する金融経済教育の重要性—」消費生活研究 16 巻 1 号 27 頁以下、金融広報中央委員会事務局「若者に『きっぱりはっきり断る』教育を—成年年齢引き下げに備えた取組—」ひろば 71 巻 5 号 19 頁、清水かほる「若者の消費者被害と消費者教育」ひろば 71 巻 5 号 24 頁以下、「特集 子どもの金融教育」週刊エコノミスト 99 巻 32 号 76 頁以下、大本久美子「18 歳成年時代の消費者教育—育成すべき資質・能力に焦点を当てて—」現消 52 号 36 頁以下、「特集 幕が上がる『金融教育』」金財 73 巻 6 号 12 頁以下を参照。

<sup>57)</sup> 最終報告書では、消費者被害の拡大への解決策として、法教育、消費者教育、金融経済教育の充実が挙げられている。もちろん、それらの教育の充実が必要であることは認める。しかし、過去数年間、小学生への法教育のために小学校の先生たちとやり取りを続けた実感として、小学校に限らず、教育現場には、それらの教育以

外にも、〇〇教育の必要性や提案などが多数寄せられており、その取捨選択から対応まで、教育現場は業務飽和・過多状況にある（十分な対応ができないのは、当然である）。教育現場では、これらの〇〇教育が主張される前から、教員の創意工夫で、法教育的な内容の教育が行われていた。その現場の教員の取組みを、〇〇教育といかにリンクさせていくか、さらに、法教育、消費者教育、金融経済教育、その他の〇〇教育を関連づけ、体系化していくことが必要である、と考えている。消費者教育とその他の教育との連携について、細川「消費者契約法制定の経緯とその課題」市民と法79号87-89頁、島田広「消費者教育推進法と消費者市民社会」消費者情報439号18頁以下を参照。

<sup>58)</sup> 横田光平『こども法の基本構造』（信山社、2010年）522頁以下、山城一真「脆弱な消費者と行為能力」現消53号29頁などを参照。

<sup>59)</sup> 消費者法研究2号「(特集)若年成人と消費者保護」所収の論文を参照。

<sup>60)</sup> 四宮和夫・能見善久『民法総則〔第9版〕』（弘文堂、2018年）46・47頁を参照。

<sup>61)</sup> たとえば、坂東「被害者救済法理としての未成年者取消権の法的論点」消費者法研究2号75頁も参照。

<sup>62)</sup> 山城「脆弱な消費者と行為能力」現消53号26頁以下は、制限行為能力者制度と私的自治の原則の間に緊張関係を見る。

<sup>63)</sup> 高嶋英弘監「【シンポジウム】成年年齢引下げ直前討論『成年になるとは』」消費者法研究11号127・128頁（中田邦博）は、18歳成年に賛成するものだが、「社会としては、未成年者に対して、彼らが失敗しても大丈夫なようにしておきながら、社会経験を積んでもらう場を提供することが必要」である、として、民法5条1項の法定代理人（親）の事前の同意によって、未成年者が法律行為を行うことは、「子供の自己決定を支える環境を支援するものですが、他方で社会的な制約としても機能するものとなります」と評価する。民法5条は、未成年者が法律行為を行うことのセイフティー・ネットの役割を果たす制度である、とも評価できる。

<sup>64)</sup> 成年後見制度の制度設計について、「本人の保護」と「自己決定の尊重」の理念の関係を論じたものとして、大村敦志『『能力』に関する覚書』ジュリ1141号16頁以下を参照。

<sup>65)</sup> もっとも、近年、SDGsの観点から、意思能力・行為能力の制限について批判がなされている。

たとえば、橋本有生「精神障害者のソーシャルインクルージョンー Law and Sustainability からの検討ー」（中村民雄編『持続可能な世界への法ー Law and Sustainability の推進ー』（早稲田大学比較法研究所、2020年））273頁以下を参照。真剣に受け止めなければならない提言である。

<sup>66)</sup> 無能力者制度の下での論考であるが、河上正二「無能力者制度の現状と問題点」金法1352号12頁を参照。民法の成年年齢引下げ後の論考として、遠藤「成年年齢の引下げの意義について」新報127巻3号79頁以降も参照。また、意思能力制度、行為能力制度、契約法理などの観点から、若年者などの法的保護を考察する示唆的な業績として、熊谷士郎『『能力』法理の縮減と再生・契約法理の変容』消費者法研究2号11頁以下、山城一真「契約当事者の判断能力と消費者法ー『能力型』の契約規制をめぐる諸問題ー」消費者法研究9号83頁以下を参照。

<sup>67)</sup> 未成年者、特に法定代理人（親権者）や未成年後見人のいない未成年者の「必需品」契約（必需品契約、必需契約）について、吉田和夫「未成年者と契約ー必需品契約についてー」早稲田社会科学研究所45号89頁以下、特に112頁以下を参照。成年被後見人の自己決定権を尊重するための「日常生活に関する行為」についての民法9条但書きとも通ずる考え方である（松本「成年年齢引下げと消費者取引における若年成年者の保護」消費者法研究2号42頁は、18歳、19歳の未成年者に対して、民法9条の類推適用を認めるべきとしていた）。

<sup>68)</sup> ローマ法の未成年後見・保佐制度も参考になる。古代ローマでは、男子は満14歳で、女子は満12歳で成熟する、とされていた。しかし、成熟者になっても、取引の無経験や経験不足から不測の損害を被ることがあり、そのような若年者を保護するために、前200年頃にラエトリウス法（lex Laetoria）が制定されて、25歳未満者（minores viginti quinque annis）の保護が図られた。これに加えて、プラエトル（法務官（praetor））により、欺かれた25歳未満者保護のために、①「ラエトリウス法の抗弁（exceptio legis Laetoriae）」、②原状回復命令（in integrum restitutio propter minorem aetatem）が認められた。さらに、25歳未満者自身の申請によって、プラエトルが25歳未満者に保佐人（curator）を付与することが認められた。保佐人が設置されても、25歳未満者は単独で法律行為を行うことができたが、

その際には保佐人の同意 (consensus curatoris) が必要とされた。25歳未満者の法的な保護が発達するにつれて、成熟後も25歳になるまでは、その行為能力が実際上制限を受けるのと同様な状態となった、とされる。船田亨二『ローマ法第4巻』(岩波書店, 1971年) 179頁以下、特に235頁以下、同『ローマ法第2巻』(岩波書店, 1969年) 192頁以下、特に198以下、佐藤篤士『ローマ法史Ⅰ』(敬文堂, 1982年) 82・83頁、同『ローマ法史Ⅱ』(敬文堂, 1988年) 175頁、森光「ローマにおける未成熟者、年少者の『行為能力』制限」白門71巻838号3頁以下を参照。内山「未成年者取消権の基礎と若年成人保護の理論」159頁は、ローマでの25歳未満者への保護の拡大が、若年者が取引社会において、十分な取引経験を積み、その判断能力を養っていくための「拡張された準備期間」として設けられたものと評価している。

69) 行為能力制度と消費者法制の連続性については、大村敦志・横田光平・久保野恵美子『子ども法』(有斐閣, 2015年) 205頁〔久保野〕は、「未成年者における制限行為能力制度と消費者法制は、判断能力を発達させつつ契約で結ばれる社会に参入していく個人に対して、契約の拘束力の利便性と危険性に習熟するための基盤を提供する点で、連続的なものであるとの見方ができるとする。沖野眞巳『消費者私法』とは何か」現消53号4頁以下も参照。

EU法の状況については、カライスコス・アントニオス「若年者に関する消費者保護法理の展開と課題—比較法的な視点から—」現消52号53頁以下を参照。

70) 大村敦志「民法4条をめぐる立法論的覚書—『年少者法(こども・わかもの法)』への第一歩—」曹時59巻9号1頁以下。

71) 大村「民法4条をめぐる立法論的覚書」曹時59巻9号11頁以下。

72) 本人の自己決定権を尊重する、という意味で、助言(支援)という制度は注目に値する。イギリス法の成年後見制度における自己決定支援について、菅富美枝『脆弱な消費者』と包摂の法理(上)—イギリス法, EU法からの示唆」現消33号57・58頁を参照。

73) 大村「民法4条をめぐる立法論的覚書」曹時59巻9号2頁。

74) 大村の提案に対する反論は、水野「民法の観点からみた成年年齢引下げ」ジュリ1392号164頁、同「成年年齢・婚姻年齢に係る民法改正の意義

と課題—家族法を中心に—」法支196号60頁を参照。

75) 飛澤知行「一問一答 平成23年民法等改正—児童虐待防止に向けた親権制度の見直し」(商事法務, 2011年)を参照。

76) 改正された未成年後見制度の活用について、三野寿美「社会的養護における未成年後見の意義と課題—今後の発展に向けた法・制度的課題の検討」社会問題研究70号53頁以下を参照。未成年後見制度の活用については、社会福祉の分野でもあまり取り上げられていないようだが、法律学の分野からも考察が必要であると考え(横田光平「児童福祉法の基本構造と民法」(鈴木博人・横田光平編『子ども虐待の克服をめざして—吉田恒雄先生古稀記念論文集』(尚学社, 2023年) 124頁以下を参照)。

77) 横田「民法成年年齢の引下げ—子ども法の視点から」法教462号60・61頁を参照。

78) 水野「成年年齢・婚姻年齢に係る民法改正の意義と課題」法支196号62頁以下を参照。民法成年年齢部会の構成員であった水野の指摘は、極めて重い問題提起であり、喫緊の課題である。その他、大村敦志・小玉重夫・佐藤哲治・平田厚・横田光平「【座談会】成年年齢の引下げをめぐる諸問題」ジュリ1392号159頁(横田発言)、鈴木「ドイツ私法での成年年齢と子の成長に応じた年齢規定」201頁以下も参照。

79) 2022(令和4)年 児童福祉法の改正により、社会的養育経験者の自立支援として、児童自立生活援助事業の対象者などの年齢要件が緩和され、22歳以降も児童自立生活援助の実施が可能とされた。厚生労働省「児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)の概要」(<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000957236.pdf>) (2022年11月3日閲覧)を参照。

児童虐待防止については、2019(令和元)年の児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)と児童福祉法の改正や、親子法制等の改正の要綱案(法務省ウェブサイト「民法(親子法制)等の改正に関する要綱案」(令和4年2月1日) ([https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001\\_00120.html](https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00120.html)) (2022年11月3日閲覧)が示されている。

80) 水野「成年年齢・婚姻年齢に係る民法改正の意義と課題」法支196号60-62頁、平田厚「民法成年年齢の引下げ等が法律実務に及ぼす影響」法支196号82・83頁を参照。フランス法での婚姻による未成年者の解放については、羽生「フラ

ンス民法における子どもの保護と自立」269-273頁，特に271頁を参照。

- <sup>81)</sup> 成年年齢と婚姻年齢を統一した方が制度設計としては明確だが，成年年齢と婚姻年齢を揃えるべき論理的必然性はないように思われる（改正前民法731条，753条を参照）。成年年齢と婚姻年齢の一致は合理性がある，という立場だが，人の段階的な成熟に合わせて，権利・義務が段階的に付与される，という制度設計については，遠藤「成年年齢の引下げの意義について」新報127巻3・4号82頁以下を参照。

#### 【補遺】

脱稿後，靈感などによる告知を用いた勧誘に対しての取消権を強化するために，消費者契約法4条3項6号の改正が行われた（令和4年法律第99号，2023（令和5）年1月5日施行）。



